

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第19回)議事要旨

日 時:平成30年3月2日(火)9時00分～11時00分

場 所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者:

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、

小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

齊藤 靖 イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長

佐藤 悅緒 電力広域的運営推進機関 理事

佐藤 裕史 東京ガス株式会社 電力本部 電力トレーディング部長

新川 達也 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長

内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員・グループ経営戦略本部部長

柳生田 稔 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員

山田 利之 東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部
技術担当部長

議題:

- (1) 事業者・団体ヒアリングについて
- (2) 意見募集の結果について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1511 (内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(1) 事業者・団体ヒアリングについて

- ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。CDPさんについて、細かいことで恐縮なんですけれども、要請されているといいますか、署名されている機関投資家さんというのは、これは株式の投資家さんが多い、あるいは株式の投資家さんだけなんでしょうか。
- いえ、皆さん、さまざまな投資先を持っていらっしゃると認識しております。
- そうすると、CDPデータの開示だけではなくて、評価、A、A-、B、B-という評価もされているということです。これは、株式投資としての観点からということになりますか。
- そうですね。株式投資も結構、日本の年金基金は、直接、株式投資ということはやっていませんが、海外は直接アナリストが年金基金などにもいて、株式投資をみずからやっているところも多いので、そういうところが参考にされているということです。
- もし可能であればすけれども、契約されている、署名されている機関投資家さんというの、今現在でも数としてはふえているという、そういう認識でよろしいですか。
- そうですね、数としてはずっとふえ続けてきたんですが、一昨年ちょっと有料化をさせていただいて、そんなに高い金額ではないんですが、そこでちょっと署名だけで、昨年は未払いの方も入れていたんですが、1年たったということで未払いの方は切ったところ、約10%ぐらいが減ったというふうに聞いております。
- まず資料4に関して、今回の手続、一応受け入れていただけたということで、とてもありがとうございます。それで、太陽光・風力・バイオというのを全部一緒にしないで、分けて調達できるということが本来は望ましいということを伺いました。一方で、余り分けると流動性とかが下がってしまうというデメリットもあり、今回はこういう設計にしたんだろうと思います。
- 例えばバイオに関して具体的に本当に持続可能かどうかだとか、あるいは環境破壊によって調達されていないかとかということを本当はチェックしたいというような、そういうニーズを今、伺いましたが、これはFITの制度のところで考えるべきことなのかもしれない。
- つまり、国際的に見て評価されないような、ある意味で一応バイオなんだけれども持続可能性が全然なさそうなものというのは、FIT認定して高値で買い取ってもいいのだろうかという、そういう観点のほうが健全な気がして、トラッキングということもとても重要だとは思いますが、ひょっとしてFIT制度のほうを考えるということのほうがより生産的かもしれない。この点については、エネ庁の別の部局のところで、もし追加で検討する必要があれば検討していただければというふうに思いました。
- それからFIT卒業後のトラッキングに関しては、FIT卒業後のものは基本的に相対契約だとかで売買ができるということになるので、完全にひもをつけた形というのも可能になると認識しています。していますが、もし使いにくいというようなこと、もう少しインフラが欲しいというようなニーズが出てくれば、ここでも検討する余地というのはあるかもしれません

いと思いました。

- 次に、沖縄電力さんの資料5について、全てもっともだと思いました。一応確認させていただきたいんですが、例えば容量市場はなしでもよいと。そうすると調整力市場では容量市場でお金をもらっていないということを前提にしてということだったんですが、基本的にもし現状のような公募であったとしても、その後、市場を担ったとしても、基本的に幾らで売るという札を入れるのは売り手のほうなので、容量市場でないということを前提とした札を入れるということをすればいいことなので、考慮してくださいということの意味がちょっとよくわからないんですが、ただ一方で、これはまだ十分コンペティティブでないので、コストベースでちゃんと合理的な価格かどうかというのはちゃんと見ていると。監視するときに、容量市場でお金をもらっていないということをちゃんと考慮した上で監視してくれという要望だとすればもっともだと思います。
- さらに、もし価格の比較というのを地点間でやるということがあったときには、沖縄は仮に調整力の価格が高くなっていたとしても、これは容量市場でのお金がないということの前提だということを踏まえた上でちゃんと比較してくれないと困るということだとすれば、それももっともだと思います。
- そういうことをおっしゃったんだと思うんですが、もしそれ以上の何か配慮というのを求めておられるのであれば、もう一度、ちょっとその理由と、どのような配慮が必要なのかということをご説明ください。
- それから大口自家発の話、これも全てもっともだと思いますので、要件だとかというのを考えるときにはきちんと考えることになると思います。
- 1つ、1年を通じて供給できないかもしれないけれども、数カ月とかというようなものでもカウントできるようにというのは、この容量市場というものの、もともとのたてつけからすると、ピーク時というか、キャパシティーが明らかに足りないというような時期に関して、ちゃんと供給してくれるということをとても重視した制度、したがってお金を払うほうもそういうようなピーク時に使うということに主に課金するというシステムになっているので、その数カ月というのがオフピークのみに供給ということだったとすると、それはさすがにお金を払うという制度、容量市場の趣旨に合わないような気がします。
- しかし一方で、1年ではないけれどもピーク時に供給しようと思えば供給できるという形で用意しますということだとすると、それは1年を通じたものでなかったとしても支払うという仕組みを考える余地はあると思います。
- いずれにせよ、これはどういう時期なのかということに依存すると思いますので、ピーク時に供給できれば、オフピーク時に長い期間供給できない時期があってもいいじゃないかというそういうような議論だとすれば、受けとめる余地というのは十分あるかと思いました。
- 回答します。順番に1番目からなんですが、すごく制度をご理解いただきありがとうございます、私の主張をご理解いただいてありがとうございます。
- F I Tについてなんですが、今回はこういう市場という考え方でつくられたということで、経済的価値をつけて考えられたということで、それはやはり賦課金を下げたいという意図があってやられたことだと思うので、仕方がないというふうに思っております。
- ただ、好ましい形ということで、このF I Tの縛りがなくなった世界というのを考えますと、

2番目の点に移りますが、ちょっと参考までに、この資料4の一番最後のページ、ページ19というふうに書いてありますが、これI-RECというところが、欧米以外、今、トラッキングシステムが運用されているところ以外で運用できるトラッキングシステムというのをやっていたりします。

- これで何が言いたかったかといいますと、こうやってシステム的にやるということで、やはり何度も申し上げていますが、情報基盤として価値を伴う取引市場ではなくて、情報基盤としてさまざまな場面において、PPAの場面においても、自家消費の場面においても、いろんな場面において環境属性とか再エネ属性というのを主張したいんだったら、このダブルカウントがないことが保証できる国のトラッキングシステムでその属性価値を償却してくださいといったことにしておることで、必ずダブルカウントがない証明というのが安価に、システム的に検証ができるということで、ぜひ卒FITのときにはこういったことを考えていただきたいなと思っています。
- FITの基準の話なんですが、今のたてつけではそうなるかなと思います。ただ、例えば政策的に何を認めるか、認めないかというのは判断のところですね、情報はそれとは別に、ただただ基盤に入ってくるというようなところが好ましいなとちょっと思っています。
- 松村先生のご質問のところというのは、弊社のプレゼン資料の4ページ目に係るところだと思いますけれども、ご理解のとおりでございまして、何か特別なものをということではなくて、今後、需給調整市場ができるときに、今の公募調達という仕組みをなくするというところで、我々もそれで需給調整市場を行った後、需給調整市場から9社様が容量市場に移っていくときに、我々はそこに残るのか、あるいはそのときに我々の調整力、調達の仕方をどうするのかということを今後ちょっとまた別途やる必要があるのかなということを、そのために書いてあるということでございます。
- 大口自家発からの意見のところ、ご理解いただいていると思っています。おっしゃるとおりで、我々としては、ピークというところに需要があれば、そこでオーダー、オークションが来て、それに参画するということができるということについては非常にウェルカムだと思います。
- そこで言いたかったのは、要はこのオークションに出るときに、1年という単位で縛りを入れられると、我々の自家発の性質上、自家発をやった性質上、非常に厳しいということがメインでございまして、そういうところでいければ、フレキシブルにそこを選べるような形をとっていただくというのは、おおむね我々の主張等ご理解いただいていると思いますので、ぜひその方向でよろしくお願ひしたいと思っています。
- どうもありがとうございました。CDPさんへのコメントなんですけれども、松村先生とほとんど重複はしているんで、ちょっとクリアじゃなかつたんですけど、お答えもいただいたんですけども、私もトラッキングシステムは重要だとは思うんですけども、費用対効果の問題もあるので、そのあたりをどういうふうに考えたらいいのか。ただ、CO₂を下げるという意味では、このトラッキングシステムがなくても、基本的には要求は満たされている。

- おっしゃられるように持続可能なバイオマスなのかどうかとか、そういうものをチェックしていくこうという部分では、そういうニーズはあることは理解するんですけども、全体のそのシステムを使うという機会費用とか、そういうことも含めて考えるとどうなのかなということは、総合的な判断が必要かなと思います。
- 松村委員もおっしゃったように、これだけで手当てるわけではなくて、別の形の手当ての仕方もあると思いますので、総合的な判断が必要ではないかなというふうに感じました。
- あと、おっしゃることはわからなくもないんですけども、16ページ目ですかね、非化石証書は必ず増コストだというような形で書かれていて、今回、最低価格と最高価格を入れるというのはF I T部分を前提として、今、仮にこのF I Tの部分に関しては、このレンジで1回やってみようということであって、その後の非F I Tの部分に関して、どういうふうなレンジを設けていくのかというのは今後の議論だというふうに理解していますので、おっしゃった非F I Tのところのご懸念であれば、またそれは別の機会に議論する場があるんじゃないかなという理解をしています。
- すみません、ぜひ言わせてください。電源構成とかトップダウンに考えると要らない話だと思います。ただし、企業というのが自発的に何かをしたいとか、電源を選びたいとか、消費者選択とか、そういった世界を電気の世界にも持ち込みたい、そういった世界を実現したいというんだったらすごく重要です。それからコストの面ですが、そんなにコストはかかるないというふうに聞いております。
- なので、それは、つくり方によりますよね。つくり方によるんですが、このI－RECとかでやっているものは、例えば既にあるものを使いますし、それからそれをまねして日本で独自のものをつくれば、余りコスト増とならないものがつくれるというふうに思っております。今、やっているマニュアル作業での検証のほうが、よほどお金がかかるんじゃないかなとちょっと思っております。
- どうも大変詳細なご説明まことにありがとうございました。私のほうから、大口自家発電施設者懇話会様のほうに少々お聞きしたいことがございます。
- 8枚目のスライドで、恐らく容量確保期間に関連するところで、全く仰せのとおりで、4年前では恐らく工場の生産計画って非常に予見することは困難で、1年前の直近の段階でなるべく調整できるような仕組みを構築していただきたいという、そういうご要望だと思います。
- それで業種もさまざまで、恐らくその予見性も業種によって相当違うのかなという印象を受けているんですけども、例えば工場ですと長期計画のようなものを恐らくつくっている業種もあると思うんですけども、実際、長期計画の予測の精度、実際その長期計画と実態で大体どれくらい乖離があるのかとか、業種ごとの非常に予見の困難さの違いとか、そうしたものがもしあれば、もう少しご説明いただければ大変助かります。
- そういった業種ごとの予見性というところについてまでは、ちょっと我々、今、把握はしてないですが、おっしゃるとおりで、ただ一般的に考えた場合に、我々の企業の経済活動といいますと、長中期といつても3年ぐらいが大体妥当かなと思いますし、実際の生産活動になってしまふと、やはり3年ぐらい先のことを見越しながら、事実上の運営はやはり年初あた

りでもう一回調整していくというのが、多分どこの企業さんもほぼそんな感じだと思います。

- なので、業種ごとにもうちょっと長いレンジでいろいろなことを考えられるところあると思いますが、そこはちょっと1回持ち帰らせていただいて、またご回答いたしたいと思います。
- すみません、立て札を立てるのを忘れていました。よろしくお願ひします。私も2点ほど発言させていただければと思います。まず、自家発のほうなんですけれども、やはり参加されている企業さんを見ていますと、国際競争にさらされている素材系メーカーが非常に多くて、ある意味、工場の生産計画というものが非常に立てにくい状況がよくわかりました。
- そういう意味では、発電専業者さんとも、D Rさんとも、特性がかなり違うということで、リクワイアメント、ペナルティーのあり方など、その容量市場における参加要件については少し柔軟な考え方を取り入れて、今後、継続的に活用されることが望ましいんじゃないかなという考えを改めて思いました。
- あともう一点のほうは、非化石価値の考え方なんですけれども、資本市場における企業評価基準にE S Gという価値観を取り込む動きというのは、今、非常に急速に広がりつつあります。中でも、環境にかかる評価向上に向けたエンゲージメントのあり方というのは、非常に非化石価値取引市場に参加されるエネルギー関連企業さんにとっては重要な課題となることがほぼ確実になっています。
- こうしたE S G関連の情報につきましては、高い比較可能性というものが求められています。企業による非化石価値調達の努力が、省エネ法という国内評価だけでなく、国際的基準に照らし合わせて適切に評価されることというのが非常に大事だと思っています。
- 先ほどから少し話題になっているトラッキングに関しましてですが、こちらも、比較可能性という点では、いわゆるデータを使う側にとっても非常に細かいものを求める方も多いのは事実ですが、実際には、G H Gという1つの価値に落としていただいて、使いやすくしていただくというのも実はニーズの1つでありますので、この辺も少し考えていただければというふうに思った次第です。

(2) 事業者・団体ヒアリングについて

- それでは、資料6－2の概要の資料を使いましてご説明させていただきます。
- 昨年12月26日に第17回作業部会を開催いたしまして、第2次中間論点整理についてご議論いただきました。その後1カ月間、事務局において意見募集を行いました。
- 関係者からの意見募集でございますけれども、66者から計430件ほどのご意見をいただいているところでございます。66者の内訳につきましては、新電力事業者、旧一般電気事業者、D R事業者、発電事業者、公営事業者、再生可能エネルギー事業者、経済団体、金融機関、ユーザー企業、プラントメーカー、環境団体、個人など、多岐にわたっております。
- いただいた意見の原文は、資料の6－1のほうに掲載しております。190ページほどの分厚い資料になっておりますけれども、全文、全て掲載しております。
- いただいた意見につきましては、事務局において精査を行ってまいりました。意見を分類し、それぞれ各担当において検討に役立たせているところでございますけれども、本日は、中間論点整理との関係などにも触れながら、意見の概要をご紹介したいと思います。

- 資料でございますけれども、まず意見の概要①ベースロード電源市場についていただいた意見をご紹介いたします。意見の数は 129 件でございました。
- まず基本的な考え方といたしまして、新電力が任意の判断によりベースロード電源市場へ供出することを認めていただきたいというご意見がございました。このご意見につきまして、まだ本作業部会で検討していない論点だと思いますので、今後ご議論いただきたいと考えております。
- その 2 つ下ですけれども、ベースロード市場に供出できる電源がベースロード電源に限らないことから、市場の名称もベースロード電源とは別の名称にすべきであるというご意見もいただいております。意見の数としては 1 件だけでございましたけれども、これまでこうした観点では議論していませんでしたので、全体の議論が終わった後あたりででもご議論いただければと考えております。
- 取引についてというところで、幾つかご意見を聞いております。
- 例えば、シングルプライスオーファンションの中で、複数の入札カーブの設定が可能な設定とすべきであるといったご意見を聞いております。現在、作業部会でのこうした議論とともに、担当におきまして実務的な観点からもいろいろ検討を行っておりますけれども、こうした実務的な検討の中でもこうしたご意見を役立たせていきたいと考えております。
- 下に移りまして、市場範囲のところでございますが、九州エリアを西エリアから分離していただきたいというご意見もございました。
- この論点につきましては、市場分断の状況を踏まえて検討するという整理にしておりましたけれども、現在、J E P X におきまして、間接送電権につきましてもさらに詳細検討のための作業部会を立ち上げるという形になっております。こうした中で、間接送電権が発効されると、この分断の影響も緩和されますので、こうしたことにも考えながら今後検討していきたいと考えております。
- 続きまして取引開設時期でございます。取引開設時期につきましては、次の 2 ページ目に移りまして、年度直前の 2 月末を最終開設時期とするべきであるというご意見、一方で 11 月までの開催としていただきたいというご意見、双方ございました。これは、昨年の作業部会でもいろいろご議論あったところですけれども、引き続き検討していきたいと考えております。
- 供出量につきましてもご意見を聞いております。特に、調整係数 d の値の設定について幾つかご意見を聞いておりますけれども、調整係数につきましては、これは技術的ですが、1 から 0.67 に引き下げるということについては昨年ご議論をいただきましたけれども、その引き下げ方のフォーミュラ、計算式などについてはまだご議論をしていないところでございますので、今後議論していきたいと考えております。
- 続きまして、買い手の取引要件につきましてもさまざまご意見を聞いております。
- 昨年の議論では、事前に購入可能量を定めてしまうという意味での事前要件を設定することを基本とする。一部、計画値ベースでの購入を認めるという意味での事後要件を組み合わせるといった議論が行われてきましたけれども、この点に関しまして、計画値による購入可能量増減の算定を一部認めるべきであるというご意見などございました。
- 一方で、転売については、これは禁止るべきである。転売目的の購入は禁止するべきである。厳に取り締まるべきであるといったご意見もございまして、こうした観点から、この点につきましても引き続き本作業部会において検討いただければと考えております。

- 次のページに移りまして、旧一般電気事業者の買い手としての位置づけについてです。
- この論点についてはかなりご議論いただいているところでございますけれども、例えばすれども、最初のご意見で、旧一般電気事業者から合わせて3分の1以上の出資を受けている会社の取り扱いはどうなるのかといったご意見もいただいております。こうした点につきましては、やや細かい論点にもなりますので、実務検討の中でも考えていきたいと考えております。
- それから、常時バックアップ・部分供給の扱い、これにつきましても、昨年かなりご議論いただいた論点でございます。
- 常時バックアップ分は供出義務量から控除すべきではないというご意見、また、それぞれ控除すべきであるという、両側からの意見が寄せられております。この論点につきましては、常時バックアップのあり方の見直しも並行して基本政策小委などでも行われておりますので、そうした検討も踏まえながら、今後検討していくことになろうかと思います。
- 相対契約の取り扱いにつきまして、最初のご意見ですけれども、相対契約の位置づけについて、ベースロード電源市場への供出量を購入枠から控除するのは反対というご意見ございました。
- こうしたご意見、さまざまいただいておりますけれども、審議会の議論から若干誤解されているところもあったりもしまして、今回、複数の意見を提出いただいた事業者の方々を中心に、事務局では個別に意見交換をさせていただいたりしております。
- こうした中で、相対契約の議論につきまして、この作業部会では、例えばこの相対契約を促進するために、こうした中間論点整理の位置づけにしていますということはご説明して、ご理解もいただいているところでございます。そうした意見交換も、他に並行して行っているということについてはご紹介させていただきます。
- 続きまして監視のあり方ですけれども、この点につきましては、多数ご意見をいただいております。
- 最初のご意見ですけれども、監視に当たっては、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格という視点に加え、旧一般電気事業者の小売部門の高負荷需要への販売価格という視点からも、同じ水準になっているかを検証するべきである。この意見につきましては、複数の事業者の方々から同様の意見をいただいているところでございます。
- 次のページに移りまして、例えば供出価格につきまして、ベースロード電源相応の価格水準による提供が不可欠であると。常時バックアップの価格よりも低い水準になることを監視すべきであるといったご意見もいただいております。
- また、中ほどでございますけれども、この供出価格に含まれるコストにつきまして、長期間停止中の発電施設、特に原発維持費用などは除外すべきである。稼働しない原発のコストを新電力が負担するのは不當であるというご指摘もいただいております。
- こちらにつきましても、意見の提出等のあった事業者の方とも意見交換をさせていただいておりますけれども、その中では、建設仮勘定の取り扱いが明確ではないのではないかといったようなご指摘もいただいているところでございます。
- ほかには、これは主に発電側からのご意見ですけれども、稼働にかかるわらず電源の維持に必要な固定費を含むベースロード電源の全体の平均的なコスト等については、反映可能な供出上限価格とすべきであるというご意見。また、決算データ等からベースロード電源の発電平

均コストの実績値を確認するという監視方法が適切であるといったご意見もいただいております。

- また、監視委員会を中心に継続的に監視し、合理的な理由がなく、みなし小売事業者がベースロード市場価格を下回った販売を行う場合には、独禁法の適用を含め、適切な処置をしていただきたい。これはベースロード電源市場の供出価格とは直接に関係するという、直接的なご意見ではございませんけれども、関連する論点としてこうしたご意見もいただいております。
- 監視のあり方につきましては、今後もぜひご意見、ご議論いただきたい論点だと考えておりますので、その際にも今回いただいた意見も改めてご紹介しつつ、ご検討いただきたいと考えております。
- ベースロード電源市場に関して、最後、データの受け渡し等につきましては、例えば購入可能量算定のための実績値の提出については、送配電事業者から行ってほしい。
- それから2つ目のご意見は、このJEPXにおける与信管理の論点だと思いますけれども、こうした点も考えていただきたいといったご意見をいただいております。こうした点につきましては、実務的な検討の中で参考にしていきたいと考えております。
- 全体に当たりまして、ベースロード電源市場につきましては、今後、買い手の取引要件、監視のあり方等の運用ルール及び適正取引ガイドラインへの記載方法につきまして、本作業部会において検討を進めていただきたいと考えておりますし、並行して実務的な検討も進めていきたいと考えております。
- 続きまして、間接オーケーション・間接送電権につきましては、37件のご意見をいただいているところでございます。
- 間接オーケーションにつきまして、まず最初に、電源構成表示、発電所の排出係数等について明確にしていただきたいというご指摘をいただいております。この論点につきましては、本作業部会というよりも、排出係数検討会という検討の場が別途ございますので、そうした場において検討していきたいと考えております。
- それから次のページでございますけれども、市場を介して連系線利用をさせるのであれば、市場の入札単位も1kWhまで引き下げていただきたい。連系線利用のための市場利用に対して取引手数料が発生することは許容できない。こうしたご意見もいただいております。こうした点につきましては、JEPXにもこうしたご意見がありましたというところについてはお伝えしているところでございます。
- 特に、先ほどご紹介した2つの意見の中の前者につきましては、インバランスの発生をご懸念されてのご意見と理解しております。こうした、どうした形で、例えばバランスシンググループ組成サービスの利用など、いろいろな方法があるのではないかと思いますけれども、そうした観点からの検討になるのかなと考えております。
- 続きまして間接送電権でございます。間接送電権につきましては、名称をわかりやすくしてほしい。それから詳細な仕様につきまして、早期に固めてその結果の公表をしていただきたい。導入開始時期については、ベースロード市場開設までに導入をしていただきたいといったご意見をいただいております。
- 先ほどもご紹介しましたけれども、JEPXにおきまして今般、検討会が立ち上がるこになっておりますので、その中で検討をいただくことになると考えております。

- その他、例えば電気事業者以外、あらゆる産業のヘッジ主体者が参加できる仕組みとしていただきたい。事業計画の変更に柔軟に対応できるように、転売を可能としていただきたいといったご意見いただいております。
- これは昨年ご議論いただいたとおり、事業者のニーズを踏まえてこうしたデリバティブのような形にするかどうかも今後検討していくと。現時点では現物取引とするという形で整理しておりますので、こうしたご意見につきましては今後の検討の材料にしていきたいと考えております。
- その他のご意見についてご紹介したいと思いますけれども、特定負担者の連系線に関する権利につきまして、具体的な制度の内容を確定していただきたいというご意見もございましたし、特定契約及び間接送電権につきまして、会計処理ガイドラインを発行していただきたいというご意見もございました。会計の問題につきましては、ガイドラインという形ではなく、公認会計士の方々との議論を今後も行っていきたいと考えております。
- 間接送電権につきましては、繰り返しになりますけれども、JEPXにおきまして今後検討会が立ち上りますので、その場でも詳細について議論をしたいと思います。また、本作業部会のほうにも報告したいと考えております。
- 続きまして容量市場でございますけれども、意見につきましては、141件いただいております。
- まず、基本的な考え方ということで、既存契約の見直しに向けたガイドラインについてご意見をいただいております。そうしたガイドラインが必要というご意見もありましたし、次のページ、6ページ目ですけれども、エリアをまたぐ相対契約で従来と等価な取引が実現しない場合の取り扱い、ペナルティー等のリスク負担などについても検討してほしいというご意見いただきましたので、今後の検討の材料にしていきたいと考えております。
- また、コジェネ電源の取り扱いなどについてもご意見いただいております。容量市場外での取引を許容してほしいというご意見いただいております。年末までの議論でも、こういう自家発につきまして、先ほども議論ありましたけれども、アグリゲーター経由での参加も可能となっております。先ほどもプレゼンテーションありましたので、自家発の取り扱いについては、今後もまた広域機関も含めまして検討していきたいと考えております。
- それからDR事業者の方から、DRの位置づけについて整理をしてくださいというご意見もいただいております。広域機関におきましても、この論点、検討していただきたいけれども、今後もさまざまな点で、こうしたDR、自家発の位置づけも考えながら制度設計していきたいと考えております。
- それから、沖縄エリアにおいてキロワット価値に係る事業者負担が求められることは適切ではないというご意見もいただいております。これにつきましては、先ほど沖縄電力のほうから、現段階では必要性が少ないのでないかというようなご意見もいただいたところでございます。最終的には、また審議会、こちらの作業部会で決めていきたいと考えております。
- 容量市場の取引の仕組みにつきましては、さまざまご意見をいただいております。
- 追加オーフショットのあり方など、ご意見いただいておりますけれども、広域機関でも検討会、進められておりますので、そうした場でもこうした意見を踏まえながらご検討いただきまして、必要に応じて本作業部会で議論していきたいと考えております。
- リクワイアメントとペナルティーにつきましても、こうした広域機関での検討に反映させて

いただきたいと考えております。

- 調整係数と期待容量につきましても、技術的な点になりますので、広域機関における検討で参考にしていきたいと考えております。
- 7ページに移りまして、小売事業者への費用請求の考え方につきましてご意見いただいております。
- 小売の事業運営の実態を踏まえると、月間ピーク時キロワットで配分する案が合理的。その一方で、最大キロワットに応じて配分する案と、年間ピーク時キロワットで配分する案を軸に検討してほしい。それぞれのお立場からご意見いただいております。
- この論点につきましては、昨年末までの議論でもさまざまご検討いただいたところでございますけれども、改めて今後、本作業部会でご議論いただければと考えております。
- 新設・既設の区分、経過措置につきましても、この下から2つ目ですけれども、経過措置は需要家負担の激変緩和の観点から必要。しかしながら2024年度の控除率は42%に過ぎず、小売へのインパクトが大きいというご意見。その一方で、既設電源であっても、定期点検や機器の取りかえなどの改良投資が必要であり、事業環境をさらに厳しくするような経過措置の導入は適切ではないという双方のご意見、それぞれのお立場からいただいております。
- この論点につきましても、昨年までの議論でもさまざまご議論いただきましたけれども、引き続き今後の作業部会でぜひご議論いただければと考えております。
- それから、他制度との整合性についてですけれども、FITバイオマス混焼設備につきまして、非FIT分は容量市場の対象となるようにしてほしいというご意見いただいております。この点につきましては、昨年の中間論点整理でも記載いたしましたけれども、今後さらに論点を整理してまいりたいと考えております。
- それから8ページに移りまして、情報公開・フォローアップについて、容量市場創設後も、状況に応じて抜本的な見直しも含め、必要な措置について検討してほしいというご意見いただきました。
- それから、その他のところで、金銭的インパクトと需給バランスの2つの観点よりシミュレーションを実施することが必要というご意見いただいております。シミュレーションにつきましては、今回、多数のご意見をいただいております。どのような対応が可能か、事務局においても検討してまいりたいと考えております。
- この容量市場につきましては、広域機関において検討会の作業が進んでおりますけれども、そちらの作業でもこうしたご意見を反映していただくとともに、本作業部会でもまだ議論が残っている論点ありますので、改めてご議論いただければと考えております。
- 需給調整市場につきましては、37件ご意見いただきました。
- 商品設計に関しまして、例えばDRなどの需要側調整力を前提とした要件を区別した要件を検討いただけないかといったご意見。それから、その商品設計の一番下でございますけれども、分散型電源につきまして、二次調整力としても活用できる点まで見据えた制度設計を行っていただきたいといったご意見いただいております。
- 広域機関におきまして、今般、需給調整市場に関する検討会が立ち上がっておりまます。詳細につきましては、その検討会でも議論されると考えておりますし、その際にもこうしたご意見参考にしていただければと考えております。また、本作業部会におきましても、重要な点につきましては今後ご議論いただければと考えております。

- ペナルティー、監視・公表につきまして、価格形成に関して一貫性のある監視をお願いしたいというご意見などをいただいております。監視方法、あるいは広域化が行われない場合での市場の取り扱い等につきましては、次回以降、本作業部会におきましても検討いただきたいと考えております。
- 再エネ対応の調整力コストにつきましても、さまざまご意見いただいておりますけれども、こちらは本作業部会になるかどうかわかりませんけれども、ご意見を今後の政策検討の参考にしていきたいと考えております。
- 容量市場との関係につきまして、2つ目のご意見でございますけれども、容量市場でキロワット価値取引が行われない2020年度から2023年度において、年間計画時点で固定費の支払いを行うなど、必要な電源が確実に維持されるよう留意すべきというご意見いただいております。この点につきましては、さまざまな観点から検討が必要だと考えておりますので、本作業部会におきまして改めてご検討いただければと考えております。
- 市場創設時期につきまして、2つ目のご意見ですけれども、本格的な広域調達・運用を行う時期について、電力の安定供給維持の観点から、実運用への影響を十分に考慮の上、検討を進めていただきたいというご意見。これは送配電事業者の方からのご意見でございますけれども、こうした意見も頂戴しております。この点につきましても、広域機関における先ほど申し上げた委員会での検討を踏まえまして、本作業部会でも改めて検討していきたいと考えております。
- 応札単位につきまして、入札単位について一定規模のリソースを束ねた単位でも入札できるように検討いただきたいとのご意見いただいております。これは、中間の論点整理においては、水系一体の場合など合理的な場合には応札単位を技術的に検討するという整理にしていましたところでございますので、こうしたことを中心しも指定しているわけでございませんけれども、詳細につきましては、広域機関あるいは本作業部会で今後検討していきたいと考えております。
- 連系線との関係につきまして、スポット市場よりも前に調整力を広域的に調達する場合には、連系線の容量確保が必要とのご意見いただいております。二次調整力などにつきましては、スポット市場よりも前に前週に調整力を調達するという案が今検討されておりますけれども、そうした際には、こうした連系線の取り扱いについて検討が必要なものと考えております。今後、検討していく必要があると考えております。
- そのほか、価格の設定などについてもご意見をいただいております。キロワットアワーに関しても、平均価格や価格帯といった形の価格指標の整備を検討していただきたいといったご意見いただいております。
- そのほか、次のページですけれどもその他のご意見としまして、共通プラットフォーム開発では、十分な工期及び要件定義の期間を設けていただきたいというご意見もいただいております。これは開設時期の検討とも関連しますので、こうした意見も含めまして、改めて検討したいと考えております。
- 今後、この需給調整市場につきましては、繰り返しになりますけれども、広域機関における作業部会、あるいは需給調整市場検討小委員会におきまして、こうしたご意見も踏まえながら検討を進めまして、本作業部会におきましても、市場の開設時期などにつきまして改めてご議論いただければと考えております。

- 非化石価値取引市場につきまして、63件のご意見をありがとうございます。
- まず、入札下限・上限価格につきまして、2つ目のご意見でございますけれども、証書の最低入札価格1.3円、最高入札価格4円は、グローバル市場平均を超える水準。非化石証書の価格は、企業にとって商業的に採算が取れるアプローチするために、グローバル市場の平均との整合性を確保することが重要と。これは需要家の企業の方からご意見をありがとうございます。
- この点につきましては、この入札下限価格・上限価格とも、18年度の価格動向を踏まえて、次年度以降必要に応じて見直しを行うこととしております。そうした整理にしておりましたけれども、こうした検討の際の参考にさせていただきたいと考えております。
- 続きまして、非化石証書の商品設計についてです。先ほどもご議論ありましたけれども、非化石証書の種類について、「太陽光由来」や「風力由来」といった、証書の種類をより細分化すべきというご意見をありがとうございます。
- 先ほども、松村委員からもお話をありましたけれども、これは18年度の売り出しに関しましては、流動性の観点から再エネということで売り出しておりますけれども、今後の取引動向も踏まえながら、こうしたご意見も参考にしつつ検討していくことを考えております。
- また、先ほどもご意見があった点ですけれども、非化石証書に十分なトレーサビリティを確保すべきではないか。例えば発電所名などの情報を含めるべきではないかといったご意見も伺っております。こちらも先ほどCDPの高瀬さんからもプレゼンがあったところでございますけれども、今後議論していく内容だと考えております。
- 他方で、今回、5月から売り出すFIT分の証書につきましては、一括でオークション方式で売り出すということになっておりまして、証書の買い手がどの発電所からの証書かを選べない、先ほどの証書の細分化と関連する論点ですけれども、選べないということになっております。
- こうしたこともありまして、今回こういう証書に情報は含めていないわけでございますけれども、その一方でこの証書につきましては、FIT分につきましてはGIOが発行量を厳密に管理しますので、その証書の正確性・厳密性については十分担保されている旨考えております。こうしたことにつきましては、先ほどもありましたけれども、CDPなど関係団体にも説明をいたしているところでございます。
- 非化石価値取引市場での取引についてというところで、非化石価値取引市場への参加者を小売事業者に限定しないで、大口需要家やアグリケーター等もオークションに参加できるようすべきとのご意見もいただいております。
- この点につきましては、貫徹小委の際からもずっと議論をされているところでございますけれども、高度化法の目標達成に資するツールとして今回証書を売り出しますという関係から、小売事業者に限定して販売すると。需要家については、この非化石証書を組み合わせた電気の調達を考えいただきたいと考えておりますし、現在、報道等におきまして、こういう非化石証書を組み合わせた電気のメニューを準備されている小売事業者の方もいらっしゃるものと認識しております。
- それから次に、小売電気事業者間による非化石証書の転売は一定程度認めるべきというご意見をありがとうございますけれども、こちらについては、現在、転売の可否について引き続き検討を行っているところでございます。主に、会計・税務の観点などから検討しているところ

でございます。

- それから次のページに移りまして、非F I T電源由来の非化石証書について、この非F I T電源における制度設計についても早期に全体像を示されたいとのご意見いただいております。また、高度化法の中間評価につきまして、慎重な検討をお願いしたいといったご意見もいただいておりますけれども、こうした点につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。
- 非化石証書につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、本年5月からF I T分について取引を開始したいと考えております、現在J E P Xとも連携しながら、準備を進めているところでございます。
- また、非F I T電源に係る非化石証書につきましては、2019年度の電気から取引対象とする方向で準備を進めております、検討も必要だと考えております。今後ご議論をいただければと思っておりますし、高度化法の中間評価のあり方についても今後検討してまいりたいと考えております。
- 6番目、既存契約見直し指針、インバランス制度等の関連する制度に関しまして、22件のご意見をいただいております。
- 既存契約見直し指針に関しまして、2つ目のポツですけれども、より具体的に基本的な考え方を示していただきたいといったご意見もいただいておりますけれども、こうした点につきましては、今後必要に応じまして検討していきたいと考えております。
- 次のページに移りまして、インバランス制度についてご意見をいただいております。
- インバランス単価は余剰と補給で傾斜をつけるべきではないかといったご意見もいただいておりますけれども、インバランス料金制度については、本作業部会というよりも、基本政策小委員会のほうでもご議論をいただいていると考えておりますので、必要に応じましてこうした点を参考にしてまいりたいと考えております。
- その他、最後にさまざまな観点から、ご議論、ご意見をいただいております。
- ご紹介しますと、例えば上から6つ目のご意見ですけれども、公平・公正な競争条件のもとで、公益的課題の克服に向けて、電気事業者間が互いに切磋琢磨していくような環境が整備されるべきと考えますといったご意見もいただいております。
- また、その2つ下ですけれども、民民の契約の見直しについては、当事者からの意思が十分に尊重されることが重要だと考えますというご意見もいただいております。
- それから、一番最後のほう、このページの一番下になりますけれども、制度導入はあくまで電力システム改革の目的成就のための手段であることから、制度を固定化することなく、導入後も常にモニタリングを行い、電気料金の最大限の抑制という目的と照らして適切ではないと判断された場合は、必要な修正が行われるようにお願いしたいといったご意見、これは需要家の方からのご意見でございますけれども、こうしたご意見も頂戴しているところでございます。
- 次のページについては省略させていただきますけれども、以上、全てのご意見をご紹介はできませんでしたけれども、意見の概要につきましてご紹介させていただきました。
- いただいたご意見につきましては、今後の検討の材料にしたいと思いますし、こうした作業部会での検討の資料にも反映したり、紹介していきたいと考えております。

- ありがとうございます。今の詳細にわたるご説明を聞きまして、非常に多くの論点をカバーしていただいておりますし、また鍋島さんのほうから特に拾っていただいたところについても、私自身も非常に関心の高いものを多数拾っていただいている、非常に感謝しております。どうもありがとうございます。
- その中で私のほうから1点、今回ベースロード電源市場の監視の部分についてコメントさせていただければと思います。ベースロード電源市場というのは、改めてではございますが、新電力がベースロード需要をミドル電源で対応せざるを得ないため、大手電力会社と比べて十分な競争力を有していないという状況を踏まえた制度的な措置であると認識しております。
- そのような背景のもと、入札における各条件だけではなくて、今回のように実施後の監視ということについても議論が行われていることにつきましては、極めて意義深い話であると認識しております。
- そもそも自由化市場におきまして、なぜ監視が重要となるかという点ですけれども、私は健全な競争、先ほど鍋島さんのほうからご意見の一つとして、公平・公正な競争条件という言葉がございましたが、そちらを促すため、その点に尽きるのではないかというふうに考えております。
- すなわち、もともと電力会社さんに独占されてきているこの電力小売市場におきまして、自由化を機に多くの事業者が参入しております。当然のことですけれども、市場規模そのものは大きく変わっていない中での自由化でございますので、競争の結果、退出せざるを得ない事業者が出てくる、これは当然のことだと私も考えております。
- ただ、ここで健全な競争という点を考えるのであれば、需要家の方々の便益により資するようなサービスを提供できるような事業者が、最終的にきちんと市場に選ばれるような環境、そういうものをつくっていく必要があるということで考えております。
- 例えばになりますが、我々、新規参入者が、新規であるという事実だけを持って過度なアドバンテージを享受し続けるような環境、こういうこともあってはならないと考えておりますし、また電力会社の方々におきましても、昔から事業を行っているという事実ですかとか、あるいは大規模に事業を行ってきたという事実のみで有利に働くような市場ではあってはならないものと考えております。
- このような監視の意義を踏まえますと、やはり今後は誰がどのような根拠に基づきながら、何を見ることをもって監視というのか。そして、何がどうなった状態を確認したことをもって、制度本来の目的からずれていて、健全な競争が損なわれていると判断するのか。そして、その当該事業者に対して、どのような処置が施されるのかなど、こういう点についても今後の議論の中で深掘りしていただければと考えております。
- また、話は変わりますが、以前も私のほうからご指摘させていただきまして、先ほど鍋島さんからもコメントありました、供出価格算定における未稼働電源の固定費の定義については、はつきりしていないのではないかという問題意識を持っております。
- 例えば再稼働に向けて安全対策など実施していただいている費用について、建設仮勘定に計上されているのではないかというふうに私自身想像しておりますので、そういったような費用について、未稼働電源の固定費に含めるべきではないと私個人は考えておりますが、こちら辺について、そろそろはつきりさせる必要があるのではというふうに感じているところでございます。

- ですから今の話に関連してですが、例えばですけれども、各電力会社さんの足元における供出価格を試算していただければ、今のような未稼働電源の固定費に対する考え方というのも具体的に確認できますし、その上で供出価格のレベル間をみんなで確認できるのではないかというふうに思っております。
- もちろん、これは個社の価格という非常にセンシティブな話につながってまいりますので、例えばこういう場において、価格情報がオープンになることについてはいろいろと問題がある、そういうことについても私自身認識しております。ただ、今申し上げた目的に加えまして、この足元の小売市場の競争環境を確認するためにも、このような情報というのは有益な情報となるのではないかと思いまして述べさせていただきました。
- 本作業部会のテーマから逸脱してしまうかもしれません、先ほど申し上げたとおり、健全な競争、本当に需要家にとって有益なサービスを提供し得る事業者が最終的に残っていくような、そういうような競争環境を考えるのであれば、市場に対して多くの事業者が参入したまさに今この状態で、こういうような議論、そしてその実現というのが求められているのではと思い、このような話をさせていただきました。
- ありがとうございます。今回、この制度検討作業部会で議論してきたものを、中間の取りまとめという形で意見募集をされたというのは、手続として必ずしもやる必要はなかったものなのかもしれませんけれども、ある意味、幾つか非常に重要な市場ができる中で、コンセンサスをいろんなステークホルダーから得るというプロセスを、コンセンサスビルディングしていくプロセスという意味で、非常に丁寧なプロセスを踏まれているなど。
- 事務局としては非常に作業負荷が高かったんじゃないかなと思いますけれども、議論の中で、こうした形で、これまでいろんな個別のものを議論はしてきましたけど、一体全体として整合しているのかどうかということというのはやっぱり見る必要があって、こういうふうな、1回プロセスを挟んでいただくことで、初めて横串を刺して、どんな感じかということを改めて振り返る機会を与えていただいたという意味で、非常にいい取り組みだったなというふうに感じています。
- やっぱりこう振り返ってみると、自由化の部分もあり、あるいは規制の部分もあり、全体としてどう整合性をとるのかと。とりわけ、先ほどもご意見がありましたけど、公正・公平とは何なのかとか、あるいは事業者の意思を尊重するとは一体どういうことかということというのは、実は極めて深い問題で、難しい問題だなというふうに、日々、議論に参加させていただいて思っています。
- 最終的にここに書かれている意見の全てを満たすことはできないと思いますけれども、一応こうしたプロセスで、議論をとりあえずクリアに、透明にしていきながら、最終的に決めをしていくほかないのかなというふうに思いますけれども、今回は非常に丁寧なプロセスを踏んでいただいたことに感謝を申し上げます。
- 私からは1点なんですが、容量市場について非常に数多くのご意見が出ていたかと思うんですけども、ご紹介がありましたとおり、既存の相対契約に関する契約の見直しガイドラインの必要性、重要性ですとか、あとは従前と極力等価の取引となるようにというご要望が出ていたというところは、改めて注目の高さを感じました。

- 民民間の契約をこういった制度変更の趣旨に沿うように、公平かつ合理的な内容で、合意ベースで変更、改定するという手続は、実務上、発電事業者や小売事業者、電気事業者の方々のみならず、例えば融資金融機関等々の関係者の方々の関与も必要になりまして、各関係者の利害も取り入れた上での、非常に時間がかかり得るプロセスになる可能性があると思っております。
 - そういう実務の混乱を極力避ける観点からも、こういった見直しのガイドラインについては、丁寧な対応と、あと慎重な検討が必要であることを改めて認識した次第です。
 - 例えればあと、意見のナンバー201などにありますように、発電事業者への容量価格の支払いは、その発電事業者のキャッシュフローに影響が少ないように、例えば月次決済でとか、こういった割と具体的な条件についてもご要望が出ているんですけども、実際に具体的にどういった制度の内容になるかというところが固まらないと、契約の見直しの内容もなかなか固まらないというところもありまして、どういった段取りで行うかというところと、あとスケジュール上、議論のための余裕度を確保するということが必要になってくるなというところで、実際にいろいろ制度が移行するに当たって、そういうあたりも考えていかなければいけないなと思った次第です。
-
- ありがとうございます。430件というご意見ということで、非常に関心の高かった意見募集の結果だなというふうに思っております。また、室長からのご説明の中で、今後の取り扱いの方向性まで少し踏み込んでいただきまして、ご紹介いただきましてありがとうございます。
 - 今回ご説明いただいた内容、資料6-2については、当然、概要資料ということですので、意見が多くかった、少なかったですか、何ゆえそういう意見をおっしゃられているのかといったところは割愛されていると思いますけれども、資料6-1の方向、私もかなり見ましたけれども、いろいろご示唆、新しいご示唆もあったのかなというふうに思っておりますので、今後の議論に当たっては、何ゆえそこをおっしゃられているのかというところを、大変な作業負荷だとは思うんですけれども、少し取り上げていただいて、年末にありました今後議論すべき事項の中に含まれていないものについて、ぜひ取り上げていただきたいなというふうに思います。
 - たくさんの意見がありまして大変なんですねけれども、それをチェックしていく上では、物差しとして、貫徹小委の中間取りまとめにありましたような、各市場をそもそもつくる創設の意義ですか、考え方にもう一度照らし合わせて、意見がズれていたかというところの俯瞰的なチェックをこの場でしていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、引き続きご検討のほうをよろしくお願ひいたします。
-
- ありがとうございました。ベースロード電源市場の監視のあり方について、多数のご意見をいただいたということですけれども、電力に限らず、ヨーロッパのEUの公益事業改革の基本的な考え方というのは、事後規制で十分でないものについて、事前規制で対応するということですから、ここで挙げられた問題についても、電取委とか公取委の監視で対処できる問題なのか、対処できない問題なのかということをまず考えて、対処できない問題について事前の制度で手当てをする、そういう考え方で、ここで示されたご意見に対して対応していくことが必要じゃないかと考える次第です。